

令和7年度青森市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査員派遣事業

実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に存する民間建築物の吹付けアスベスト等の含有の有無の調査等を行おうとする所有者等に対し、予算の範囲内において当該建築物に調査員を派遣して分析調査を行うことにより、アスベスト対策の普及・啓発を図るとともに、建築物に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、もって市民の安全・安心な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1号に規定する石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件（平成18年国土交通省告示第1172号）に規定する吹付け石綿又は吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものをいう。
- (3) 分析調査 建築物に吹き付けられた建材のうち、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるものについて行うアスベストの含有の有無及び含有量に係る調査をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (6) 棟 構造上独立している部分の建築物をいう。
- (7) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。
- (8) 調査員 建築物石綿含有建材調査者のうち、市の派遣委託に基づき分析調査その他派遣に係る業務（以下「分析調査等業務」という。）を行う者をいう。
- (9) 青森市アスベスト調査台帳 民間建築物における今後のアスベスト対策について（平成29年6月22日付け国住指第810号）に基づいて、青森市が作成したアスベスト調査台帳をいう。
- (10) 吹付けアスベスト等調査分析結果報告書 現地調査や分析調査の結果をまとめた報告

書をいう。

（実施主体）

第3条 この要綱に定める事業の実施主体は、青森市とする。ただし、吹付けアスベスト等の分析調査等業務の実施については、調査員の所属する事業者（以下「調査事業者」という。）に委託するものとする。

（対象建築物）

第4条 調査員の派遣の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、市内に存し、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）吹付けアスベスト等が施工されているおそれのあるもの
- （2）青森市アスベスト調査台帳に記載されているもの（戸建て住宅を除く。）
- （3）第5条に規定する調査員の派遣を受けることができる者以外の者が入居しているもの（区分所有建築物、共同住宅等）にあつては、当該入居者の合意があるもの
- （4）建築基準法第6条に定める建築基準関係規定に違反がないもの
- （5）分析調査に関し、国、地方公共団体又はその他これらに準ずる団体（独立行政法人及び地方公共団体が設立した地方独立行政法人、国又は地方公共団体の設立又は出資等に係る法人等）から補助金の交付を受けていないもの

（派遣申込対象者）

第5条 調査員の派遣を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1）対象建築物の所有者、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者（自ら所有する専有部分に係る派遣に限る。）、同法第3条若しくは第65条に規定する団体（以下「管理組合」という。）又は同法第47条第1項に規定する法人
- （2）国、地方公共団体又はその他これらに準ずる団体以外の者
- （3）市税を滞納していない者
- （4）青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にない者

（調査員の派遣）

第6条 市長は、第8条第1項の申込みを受けたときは、予算の範囲内で対象建築物に調査員を派遣することができる。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、青森市アスベスト調査台帳に記載されている建築物に対して、前条に該当する者の合意を得た上で、予算の範囲内で調査員を派遣することができる。

（派遣に要する費用）

第7条 前条の派遣に係る費用については、青森市が負担するものとする。

2 市長は、前項の派遣に要する費用を調査事業者に支払うものとする。

3 前2項に規定する費用は、1棟当たり250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とする。

（派遣の申込）

第8条 調査員の派遣を受けようとする者（以下「派遣申込者」という。）は、青森市民間建築物吹付けアスベスト等調査員派遣申込書に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申し込むものとする。

（1）次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類

ア 派遣申込者が個人の場合 住民票

イ 派遣申込者が法人の場合 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）の写し（発行から3ヵ月以内のもの）

ウ 派遣申込者がその他の団体の場合 その旨を証する書類

（2）納税証明書（派遣申込を行う年度に発行したもの）

（3）建物（共同住宅、区分所有建築物等）にあつては、派遣申込者が所有する部分）の登記事項証明書の写し（表題部、権利部が明示されているもので、発行から3ヵ月以内のもの）

（4）対象建築物の現況図面（付近見取り図、配置図、平面図及び仕上げ表等、現況がわかるもの）

（5）対象建築物の現況写真（建物外観、使用場所及び吹付け建材が判別できるもの）

（6）派遣申込者以外の者が入居している建築物（共同住宅、区分所有建築物等）にあつては、調査員の派遣について派遣申込者以外の者の合意があることが分かる書面（作成から6ヵ月以内のもの）

（7）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申込みは、棟ごとに行うものとし、1棟当たりの分析調査は2ヶ所（2検体）までとする。

3 第5条第3号の規定により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認できるときは、第1項第2号の書類の添付を省略させるものとする。

（派遣の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあつた場合は、申込書の内容を審査し、調査員の派遣の可否を決定し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により、当該申込者に通知するものとする。

（1）派遣を行うとき 青森市民間建築物吹付けアスベスト等調査員派遣決定通知書（以下「派遣決定通知書」という。）

（2）派遣を行わないとき 青森市民間建築物吹付けアスベスト等調査員非派遣決定通知書

- 2 市長は、前項の規定により調査員の派遣を決定したときは、調査事業者に対し、派遣依頼書により調査員の派遣を依頼するものとする。
- 3 市長は、派遣決定通知書の内容に変更が生じたときは、当該決定通知書の交付を受けた者（以下「派遣対象者」という。）に対し、変更内容を通知するものとする。

（分析調査の着手）

第10条 調査員は、前条第2項の依頼を受けたときは、速やかに分析調査に着手しなければならない。

（分析調査結果の報告）

第11条 調査員は、分析調査等業務が完了したときは、派遣対象者に吹付けアスベスト等調査分析結果報告書を提出し、分析調査の結果を報告しなければならない。

- 2 調査員は、前項の報告をしたときは、速やかに、市長に対し、分析調査の結果及び派遣対象者に報告を行った旨を報告しなければならない。

（派遣の完了）

第12条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、調査員の派遣が適切に行われたことを確認し、完了通知書により派遣対象者に通知するものとする。

（派遣申込み内容の変更）

第13条 第9条第1項第1号の決定通知の後に当該申込みの内容を変更する場合には、当該変更を申し出ようとする派遣申込者（第5条に該当する者で対象建築物の所有権等を新たに引き継いだ者を含む。以下「変更申出者」という。）は、速やかに申込内容の変更申出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）変更理由を証する書類

（2）第8条第1項に掲げる書類のうち、変更する申込み内容に係る書類

（3）その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する申出を受けたときは速やかにその内容を審査し、変更後の申込内容が第4条及び第5条に該当する場合は、申込内容の変更承認書により変更申出者（第5条第1号に係る変更に限り、以下「変更派遣対象者」という。）に通知するものとする。
- 3 第1項の変更にあたっては、当該変更の後も現地調査を行う対象箇所に変更がない場合に限る。

（派遣申込みの取下げ）

第14条 派遣申込者が第8条の規定による申込みを取り下げるとき、又は、変更申出者が前条第1項の規定による申し出を取り下げるときは、取下届を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の取下届を受理したときは、派遣に関する通知書により派遣申込者に通知す

るとともに、調査員にその写しを送付しなければならない。

(派遣の取消)

第15条 市長は、派遣対象者又は変更派遣対象者（以下「派遣対象者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、派遣決定を取消することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により派遣決定を受けたとき。
- (3) 派遣対象者等の自己都合により派遣取り止めの申し出があったとき。
- (4) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の取消しを行ったときは、派遣に関する通知書により派遣対象者等に通知するとともに、調査員にその写しを送付するものとする。

(分析調査費用の負担)

第16条 市長は、前条の規定により調査員の派遣の決定を取り消した場合において、当該分析調査に着手しているときは、期限を定めてその分析調査に係る費用の負担を調査費用負担命令書により派遣対象者等に対して命じることができる。

(延滞金相当額)

第17条 派遣対象者等は、前条の規定により調査費用の負担を求められ、これを納期日までに納付しなかった場合は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に基づく延滞金相当額を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金相当額の全部又は一部を免除することができる。

(延滞金相当額の計算)

第18条 前条の規定により延滞金相当額を納付しなければならない場合において、返還を求められた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金相当額の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第19条 市長は、派遣対象者に対して、分析調査結果に基づき、当該対象建築物の吹付けアスベスト等に対する安全性の確保のために指導及び助言をすることができる。

(調査員等の責務)

第20条 調査員及び当該事業関係者（以下「調査員等」という。）は、当該分析調査に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。分析調査等業務に従事しなくなったと

きもまた同様とする。

2 調査員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 分析調査等業務の実施に関し、派遣対象者から金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者等に対し、不必要な調査、設計及び工事を勧めること。
- (3) 分析調査等業務を他に委託し、又は請け負わせること。
- (4) その他調査員としてふさわしくない行為を行うこと。

(調査に対する協力)

第 2 1 条 派遣対象者等は、調査員の派遣に関し、市長が必要な調査等をしようとするときは、これに協力するものとする。

(その他)

第 2 2 条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

(要綱の一部改正の検討)

2 この要綱の実施の日以後において、この要綱に規定する事業の財源となる国、県等の交付金に係る要綱（以下「国県要綱」という。）の制定又は一部改正があったときは、国県要綱の内容を踏まえ、この要綱の見直しを行い、必要な改正を加えるものとする。